




# 職場実習受入企業 募集のご案内

正社員採用を前提とした職場実習受入企業を募集いたします。



**実習中、企業様の費用負担は  
研修生の交通費のみ**



**実習・採用・定着まで  
コーディネーターがサポート**



**実習前に座学研修を受講  
社会人としての基礎スキル習得**  
※一部の研修生は別メニューを受講しています

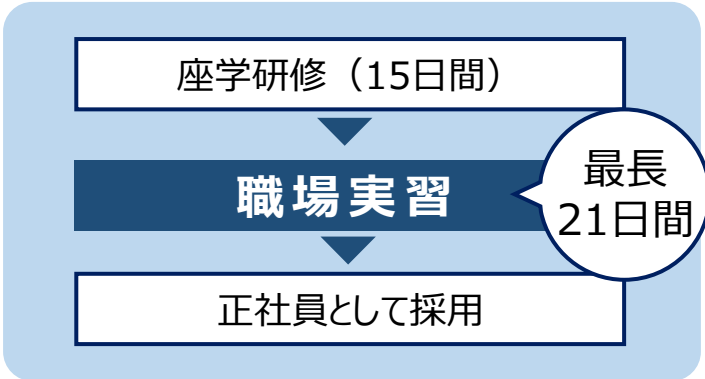


**ミニ合説会やカジュアル面談、  
企業講話、セミナーのご案内**

**職場実習期間**

第1期：令和8年6月8日(月)～9月18日(金)  
第2期：11月10日(火)～令和9年2月26日(金)

上記期間中に最長21日間の職場実習となりますが、実施日数については協議の上決定いたします。



## 実習対象者

※さっぽろ圏で働くことを希望している  
おおむね55歳以下の求職者の方

- ◆ 求職中の方
- ◆ 非正規社員として働いている方
- ◆ アルバイト等に従事している方
- ◆ 新卒者
- ◆ 令和8年秋および令和9年卒業予定の学生等

※さっぽろ圏：裏面をご参照ください。

# ワークトライアル事業とは

おおむね55歳以下の求職者等を対象に、15日間の座学研修と職場実習を通して正社員就職を目指す札幌市の就職支援事業です。同時に、本事業を通じて就職した企業に定着してもらうことで、\*さっぽろ圏内企業の人手不足解消の一助となることを目指しています。研修生に対する指導を前提とした事業です。一時的な労働力確保が目的ではありません。

\*さっぽろ圏：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の計12市町村

座学研修	職場実習	採用
<b>15日間</b> 研修期間 第1期：5/18(月)～6/5(金) 第2期：10/19(月)～11/9(月) 研修内容 ● 就職活動準備・ビジネススキル ● 社会人基礎力養成・業種職種研究 ● メンタルヘルス・内定者研修	<b>最長21日間</b> 実習期間 第1期：6/8(月)～9/18(金) 第2期：11/10(火)～令和9年2/26(金) 上記の期間中、協議のうえ実習期間(最長21日間)を決定します。 場所 各企業事業所(協議の上決定) 時間 8:00～20:00の間で原則1日8時間以内 (受入先企業との協議による) ※休憩 60分 ● 勤務シフトは受入先に合わせます。(土・日・祝日の実習はご遠慮ください) ● 研修生への給付金、保険料のご負担はありません。 ● 実習中に発生する研修生の交通費ご負担をお願いします。	職場実習終了後、採用のご判断をお願いいたします。 

## お申し込み・お問い合わせ

**CAREER BANK キャリアバンク株式会社**

パブリックサービス事業部  
ワークトライアル事業運営事務局

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55 5階

下記申し込みフォームに求人票(またはハローワーク求人番号)を添えて、事務局宛にFAXまたはEメールにてお送りください。

～詳細説明のご希望やご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください～

求人票は  
WEBサイトから  
ダウンロードして  
いただけます

**011-221-9482**  
電話受付時間 / 平日 9:00～18:00

 [worktrial@career-bank.co.jp](mailto:worktrial@career-bank.co.jp)

**011-223-3048**  [www.career-bank.co.jp/worktrial/company.html](http://www.career-bank.co.jp/worktrial/company.html)



### お申し込みフォーム

企業名	担当者 部署	担当者 氏名
TEL	E-mail	企業HP URL
FAX		

対象要件の確認：以下の項目を確認し、を入れてください(全ての要件を満たしていないとお申込みいただけません)。

- 本事業は職場実習において実習生へ教育を行うことを趣旨としており、従属関係はなく労働力確保が目的ではないと理解している。
- 過去2年間に、労働基準監督署より是正命令を受けた事業者ではない。また行政処分期間中の事業者ではない。
- 風営法の対象業種、刑法で禁じられた行為への関与が予想される業種・業態・事業者、消費者トラブル等を招きやすい勧誘等を行う事業ではない。
- 次の各号に該当する職場実習は実施しない。
  - ① 金銭、有価証券その他貴重品や個人情報(マイナンバー等)を取扱う職場実習
  - ② 自動車、原動機付自転車、軽車両、又は自転車その他車両等を運転する職場実習
  - ③ 電気設備、ガス設備、又は重量物を取扱う機械等その他危険を伴う機器を使用する職場実習
  - ④ 労働安全衛生法及び関連法令に定める危険又は有害な業務に該当する職場実習
  - ⑤ 石綿等その他有害性のある化学物質に一定期間曝露する可能性がある職場実習
- さっぽろ圏内に勤務地があり、当該地での正社員として又は就職後、1年以内の正社員への転換を前提とした雇用の求人がある。
- 労働法規を遵守、社会保険等に参加、市税を滞納していない、反社会的な活動を行っていない(「自己申告書」をご提出ください)。
- 職場実習先までの研修生交通費を負担する。また、後日札幌市が実施する「定着に関するアンケート調査」への協力に同意する。